

**改正**

平成16年10月25日条例第35号

平成30年3月28日条例第3号

足立区環境基本条例を公布する。

足立区環境基本条例

**第1章 総則**

(目的)

**第1条** この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）、事業者及び区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保し、並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「環境の保全」とは、良好な環境を維持すること、回復すること及びより豊かに創造することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに、将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、自然の回復力に限界があることを理解することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、社会経済活動その他あらゆる活動において配慮されなければならない、環境への

負荷の低減その他の行為が、すべての者の公平な役割分担と連帯の下に積極的かつ自主的に行われる社会を実現することを目的として行われなければならない。

(区の責務)

**第4条** 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び生活環境の保全
- (2) 有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
- (3) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) 良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民との協働・協創により推進する責務を有する。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について努力する責務を有する。

- (1) 事業活動によって発生する公害の防止
- (2) 事業活動に起因する環境への負荷の低減及びリサイクルへの寄与
- (3) 事業活動に係る製品等の企画及び開発に際しての、当該製品が使用され廃棄に至る過程での環境への負荷の低減に関わる配慮
- (4) 自然環境の保全

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供に努めるものとする。

3 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び区民との協働・協創により環境の保全に努めなければならない。

(区民の責務)

**第6条** 区民は、環境の保全について関心を持つとともに、環境の保全に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全に寄与するよう努めなければならない。

- 3 区民は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び事業者との協働・協創により環境の保全に努めなければならない。

(施策等の公表)

**第7条** 区長は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況等を定期的に公表するものとする。

## 第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

**第8条** 区長は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために、足立区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標
  - (2) 環境の保全に関する施策の体系
  - (3) その他環境の保全に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ足立区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境保全行動指針)

**第9条** 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全に関する目標の実現のため、区、事業者及び区民が環境の保全に関して配慮すべき事項を、足立区環境保全行動指針（以下「行動指針」という。）として策定しなければならない。

- 2 区長は、行動指針を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

## 第3章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の推進のための措置)

**第10条** 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画及

び行動指針との整合を図るものとする。

- 2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する要請)

**第11条** 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、当該事業を実施する際の環境への配慮について予め協議するよう要請することができる。

(環境管理、監査)

**第12条** 区及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るため、環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び体制の整備等を行うとともに、これらの監査を行うよう努めるものとする。

(施策の評価)

**第13条** 区は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

- 2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、事業者及び区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(誘導的措置)

**第14条** 区は、事業者又は区民が、環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう誘導に努めるものとする。

(施設の整備等)

**第15条** 区は、区の施設における公害発生の防止を図るとともに、その設置及び改善に当たっては、自然環境に配慮し、適正な利用ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

**第16条** 区は、循環型社会を構築し、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び区民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

**第17条** 事業者及び区民は、環境の保全に関して、区に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項に規定する申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、足立区環境審議会に経過を報告しなければならない。

(情報の提供)

**第18条** 区は、環境の保全に資する情報を積極的に区民に提供するよう努めるものとする。

(普及啓発及び自主活動の促進)

**第19条** 区は、環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、事業者及び区民が環境の保全について理解を深め、環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区は、前項に定めるもののほか、事業者、区民又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の充実)

**第20条** 区は、環境の保全に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(監視、測定等)

**第21条** 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国、東京都等との協力)

**第22条** 区は、環境の保全を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第4章 地球環境の保全の推進

**第23条** 区は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第5章 足立区環境審議会

**第24条** 区の環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、足立区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 環境基本計画に関すること。
  - (2) その他環境の保全に関する基本的事項
- 3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。
  - (1) 事業者
  - (2) 区民
  - (3) 区議会議員
  - (4) 学識経験者
  - (5) 環境の保全に係る行政機関の職員
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 7 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 足立区環境基金審査会

**第25条** 足立区環境基金条例（平成16年足立区条例第9号）第1条に規定する支援（以下「支援」という。）を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区環境基金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審査する。
  - (1) 支援の対象となる活動
  - (2) 前号に掲げるもののほか、支援に必要な事項
- 3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。
  - (1) 区民
  - (2) 区議会議員
  - (3) 学識経験者
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、審査会について準用する。

## 第7章 雑則

(委任)

**第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

**付 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年東京都足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部東京都足立区生涯学習推進協議会の項の次に次のように加える。

東京都足立区環境審議会	日額 7,000円
-------------	-----------

**付 則**（平成16年10月25日条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区環境審議会の項の次に次のように加える。

足立区環境基金審査会	日額 8,000円
------------	-----------

**付 則**（平成30年3月28日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。